

議案第97号

北上市立博物館条例及び北上市立鬼の館条例の一部を改正する条例

(北上市立博物館条例の一部改正)

第1条 北上市立博物館条例(平成3年北上市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u> 第18条の規定に基づき市立博物館(以下「博物館」という。)を設置する。	(設置) 第1条 <u>郷土の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、市立博物館(以下「博物館」という。)</u> を設置する。
(博物館協議会) 第6条 <u>法第20条第1項</u> の規定に基づき、博物館に北上市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(博物館協議会) 第6条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u> の規定に基づき、博物館に北上市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2～4 [略]	2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市立鬼の館条例の一部改正)

第2条 北上市立鬼の館条例(平成6年北上市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 鬼に関する資料の収集、保存及び展示等を行い、 <u>学術</u>	(設置) 第1条 鬼に関する資料の収集、保存及び展示等を行い、 <u>学術</u>

文化の向上に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき市立鬼の館（以下「鬼の館」という。）を設置する。

（鬼の館協議会）

第6条 法第20条第1項の規定に基づき、鬼の館に北上市立鬼の館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2～4 [略]

及び文化の発展に寄与するため、市立鬼の館（以下「鬼の館」という。）を設置する。

（鬼の館協議会）

第6条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、鬼の館に北上市立鬼の館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、博物館の設置目的を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。